令和8年度（2026年度）
函館市住宅リフォーム補助制度

函館市では，既存住宅の環境負荷が少なく，安全・安心な住まいの実現を支援するとともに，市内の建築産業の活性化を図るため，バリアフリー改修工事，省エネ改修工事，耐震改修工事にかかる費用の一部を補助しています。

バリアフリー改修・省エネ改修に補助金 最大20万円！
耐震改修に補助金 最大40万円！

安心して住み続けるため
冬を暖かく，夏を涼しく快適に暮らすため
もしもの時に備えて

ご自宅をリフォームしませんか

■受付期間（先着順） ※申込みが予算額に達した時点で受付を終了します

2026年5月7日（木）～12月18日（金）
（耐震改修工事は2026年5月7日（木）～9月30日（水））

■受付・お問合せ窓口（本庁舎3階）

【バリアフリー改修工事・省エネ改修工事について】
住　宅　課　TEL：0138－21－3385
Mail：jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

【耐震改修工事について】
建築行政課　TEL：0138－21－3397
Mail：kenchikugyosei@city.hakodate.hokkaido.jp

こちらのホームページから予算状況などの最新状況が確認できます
https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/toshiken_dept/juutaku/

■補助対象者

① 市内に自らが所有し，居住する住宅を改修する方
② 市内に所有している住宅を改修して居住する方
※ 市税の滞納がない方，暴力団員でない方に限ります。

■補助対象住宅

① 一戸建ての住宅　②併用住宅　③長屋　④共同住宅
※対象は住宅部分または専用住戸部分です。開口部を含む共用部分は対象外です。

【注意】**昭和56年（1981年）5月31日以前に建築または着工した住宅**は，耐震性を有しているもの，または本補助事業と同時，もしくは本補助事業により耐震改修工事を行うもの限ります。（耐震診断・耐震改修のご相談は建築行政課へ）

■施工業者の要件

次の1もしくは2のどちらかに該当する事業者

1．**市内に主たる営業所**を有し，次の**①～③のいずれかに該当**する事業者
①建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者
②北海道住宅リフォーム推進協議会に登録している事業者
③住宅の工事に係る瑕疵担保責任保険に事業者登録している事業者

2．**補助対象住宅を建築した**事業者

■補助金の額

【上限額】
①．バリアフリー改修工事，省エネ改修工事**【上限額20万円】**
②．耐震改修工事**【上限額40万円】**
※①と②を同時に行う場合【上限額60万円】（①と②それぞれ申請が必要です）

【補助金の算定】
補助対象工事に要する費用**（＝見積額と工事基準額を比較して低い方）**の**20%以内**の額

【注意】対象工事に要する費用が**30万円未満の工事**は補助の対象になりません。
※工事基準額は工事内容によって異なりますので，パンレットP6～10を参照ください。

■手続きの流れ

【注意】施工業者と契約・着手を行っている場合は申請出来ません！

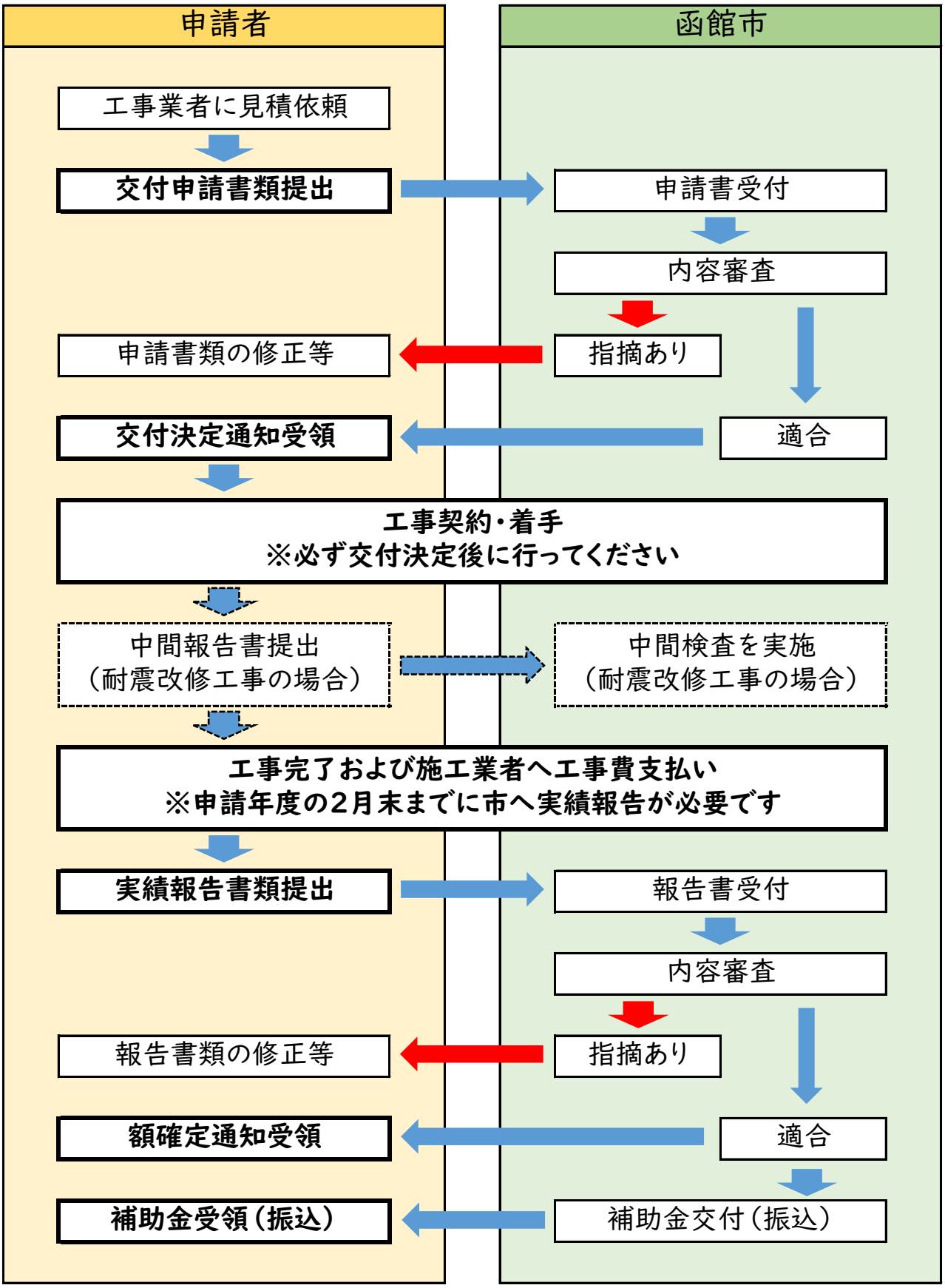

申請・報告に必要な書類は，パンレットP4～5を参照ください。

■交付申請時の提出書類（様式はHPよりダウンロードしてください）

1　交付申請書類チェックシート（様式あり）
2　交付申請書（様式あり）
3　補助金算定表（様式あり）
4　申請者の住民票の写し（コピー可）　**※発行後3ヶ月以内**
5　申請者の納税証明書（様式あり）（コピー可）　**※発行後2週間以内**
6　申請住宅または住戸部分の登記事項証明書（コピー可）**※発行後3ヶ月以内**
7　補助金の振込先（様式あり）
※　8　施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類（コピー可）
※建設業許可を有している事業者は添付不要です
□　市内に主たる営業所を有している場合（以下2点）
・商業・法人登記事項証明書または営業証明書　**※発行後3ヶ月以内**
・瑕疵保険の事業者登録証または北海道住宅リフォーム事業者登録証
□　補助対象住宅を建築した事業者の場合
・住宅を建築した際の契約書など
9　工事見積書（補助対象部分とそれ以外が分かるようにしてください）
10　付近見取図（住宅の位置および住居表示を記載してください）
11　各階の平面図（室名,改修箇所,改修内容,写真の撮影方向および番号を記載）
※　12　改修後の平面図
※間仕切り壁の位置が変更になる場合のみ提出
※　13　立面図・断面図
※壁もしくは屋根の断熱材設置工事の場合のみ提出
14　改修箇所の写真（様式あり）
15　工事内容説明書（様式あり）
16　使用する資材が工事基準を満たしていることが確認できる書類
・仕様書，図面,プランボード，設置器具や性能が確認できるカタログなど
※　17　耐震診断結果の写しおよび改修後に耐震性能を有することを証する書類
※昭和56年（1981年）5月31日以前に建築または着工した住宅のみ提出

事前相談，交付申請，中間報告，実績報告に係る**書類の提出は全て**
E-mailによる受付可能です。（送付先はパンフレット表紙を参照ください）

※提出する際はファイル名と提出書類名を統一させてください。
※1回に送付する**添付ファイルの容量は5MBまで**でお願いいたします。
※データ容量が大きくなる場合は，送付後に住宅課へ受信確認のための
連絡をお願いいたします。（連絡先はパンフレット表紙を参照ください）

【注意】交付申請時から工事内容等に**変更が生じる場合**は，変更申請が必要となる可能性がありますので，**工事開始前にご報告**ください。

■実績報告時の提出書類（様式はHPよりダウンロードしてください）

1　実績報告書類チェックシート（様式あり）
2　実績報告書（様式あり）
3　工事代金の支払いを確認できる書類（コピー可）
・領収書や振込明細書（受付印あるもの）など
※　4　申請者の住民票の写し（コピー可）　**※発行後3ヶ月以内**
※交付申請時に未居住であり，改修後に入居した場合のみ提出
5　工事写真
□　施工中
・断熱改修など，施工後に工事基準に適合していることが確認できなくなる場合のみ提出
□　施工後（改修後の要件に適合しているか確認できる写真）
・改修箇所の写真
・寸法の要件（有効幅員など）がある場合は計測している写真
・浴室改修の場合は以下の写真も提出
⇒浴槽出入りのための手すりについて，設置位置が分かる写真
（浴槽縁から手すり中心までを計測している写真）
⇒断熱風呂フタの写真
・断熱材設置の場合は使用材料および断熱材の厚さを計測している写真
6　工事請負契約書（コピー可）
・注文書および注文請書でも可
7　出荷証明書（コピー可）
・出荷先（申請住宅）および申請時の型番などが確認できること
※　8　産業廃棄物管理票D票（電子マニフェストの場合は確認票）（コピー可）
※撤去工事がある場合のみ提出

■中間報告時※の提出書類（様式はHPよりダウンロードしてください）

1　耐震改修工事中間報告書（様式あり）
2　工事請負契約書（コピー可）
3　補強個所ごとの写真（施行中および施工後の状況が確認できるもの）

※**耐震改修工事の場合のみ**提出が必要です。

■補助対象工事と工事基準額

バリアフリー改修工事

<table>
<tr><th>対象工事</th><th>工事基準</th><th>工事基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">便所の改修</td><td rowspan="2">(1) 対象工事
次の①～③のいずれかに該当すること
① 床面積が増加するもの
② 和式便器から洋式便器へ改修するもの
③ 床の段差解消に伴い便器を更新するもの
※ 取り外し可能な腰掛け便座，温水洗浄機付き便座の設置および交換のみは対象外
(2) 改修後
次の全ての要件に該当すること
① 長辺の内法寸法が1,300mm以上もしくは便器の前方または側方の便器と壁との距離が500mm以上とすること
② 洋式便器とすること（取外し可能な腰掛け便座を除く）
③ 立ち座りのための手すりを有すること</td><td>床面積の増加
260,600円/㎡
※対象面積は増加部分</td></tr>
<tr><td>便器の取替え
359,700円/箇所
※床面積の増加および段差解消に伴う便器の取り替えを含む</td></tr>
<tr><td>階段勾配の緩和</td><td>(1) 対象工事
既設の階段を撤去し，勾配を緩やかにするもの
(2) 改修後
次の全ての要件に該当すること
① R（けあげ）/T（踏面）≦22／21
② 550mm≦T+2R≦650mm
③ T≧195mm
※ ①～③の寸法は，回り階段の場合，踏面の狭い方の端から300㎜の位置における寸法とすること
④ 蹴込み≦30㎜
⑤ 片側に手すりを設けること
※ 手すりの高さは，踏面の先端から700㎜以上，900㎜以下の位置とすること</td><td>585,000円/箇所</td></tr>
<tr><td>段差解消</td><td>(1) 対象工事
床の段差を解消するために部屋・通路等において，床のかさ上げ等をするもの
※ 工事を伴わない段差解消板，スロープ等の設置工事は対象外
(2) 改修後
5㎜を超える段差が生じないものとすること</td><td>35,100円/㎡</td></tr>
</table>

バリアフリー改修工事

対象工事	工事基準	工事基準額
通路の拡幅	(1) 対象工事 既存の通路幅（有効幅員）が広くなるもの (2) 改修後 有効幅員が780㎜（柱等の箇所750㎜）以上とすること	166,100円/㎡
出入口の改修	(1) 対象工事 次の①または②のいずれかに該当すること ① 出入口を拡幅（建具取替を含む）するもの ② 建具を開戸から引戸もしくは折戸等，開閉操作に伴い身体の動きが少ない形式に改修するもの (2) 改修後 有効幅員が750㎜以上とすること	出入口の拡幅 189,200円/箇所 建具形状の変更 149,700円/箇所
手すりの設置（屋外含む）	(1) 対象工事 手すり設置（既存手すりの交換を含む）をするもの。 ※ 工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む)を伴わない手すりの取付けは対象外とする **※ 屋外の場合は，玄関ポーチおよび住宅と一体のスロープに設置するものに限ります** (2) 改修後 転倒予防，移動等に配慮した位置に設けること。階段に設置する高さは踏面の先端から（スロープに設置する場合，スロープの床面から）700㎜以上，900㎜以下の位置に設けること	手すり長さ 1.5m未満 32,800円/箇所 手すり長さ 1.5m以上 19,600円/m
玄関前スロープ設置	(1) 対象工事 玄関など住宅出入口から屋外までの段差を解消するためスロープを設置するもの (2) 改修後 玄関など住宅出入口から屋外へ至る主要な経路に住宅と一体の固定スロープを設置するもので，次の全ての要件に該当すること ① 有効幅員は，階段に代わるものにあっては，120㎝以上，階段に併設するものにあっては90㎝以上とすること ② 勾配は1/12以下とすること ③ 片側に手すりを設けること	実工事費による

省エネ改修工事

<table>
<tr><th>対象工事</th><th colspan="4">工事基準</th><th>工事基準額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">浴室の
全面改修</td><td colspan="4" rowspan="3">(1) 対象工事
浴室全体を改修するもので次の①･②のいずれかに該当すること。ただし，新築後22年以下のもの または すでに改修後の要件を満たしているものは対象外とする
① 床面積が増加するもの
② 高断熱浴槽へ改修するもの
(2) 改修後
改修後の浴室が次の全て要件に該当すること
① 高断熱浴槽とすること（JIS A 5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること）
② 出入口は有効幅員600㎜以上かつ引戸または折戸とすること
③ 水栓器具はシングルレバー混合水栓同等以上の機能を有すること
④ 洗い場と浴槽への出入りのための手すりを設置すること
※浴槽縁から手すりの中心までの離れが最大で200mm以内
⑤ 短辺内法寸法1，300㎜以上かつ内法寸法面積2㎡以上とすること（※床面積が増加するものに該当する場合のみ）</td><td>浴室の面積
2.0㎡未満

952,800円/箇所</td></tr>
<tr><td>浴室の面積
2.0㎡以上
2.55㎡未満

986,900円/箇所</td></tr>
<tr><td>浴室の面積
2.55㎡以上

1,014,200円/箇所</td></tr>
<tr><td rowspan="6">断熱材の
設置</td><td rowspan="2">壁の断熱改修</td><td rowspan="6">建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省，国土交通省令第1号。第1条第1項第2号イに定める基準に適合すること

※改修前の時点で上記基準以上の性能を有している場合は，補助対象外となります。</td><td>断熱材区分：A～C
熱伝導率：0.052～0.035W/m･k</td><td>168,000円/㎡</td></tr>
<tr><td>断熱材区分：D～F
熱伝導率：
0.034W/m･k以下</td><td>252,000円/㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">天井または屋根の断熱改修</td><td>断熱材区分：A～C
熱伝導率：0.052～0.035W/m･k</td><td>60,000円/㎡</td></tr>
<tr><td>断熱材区分：D～F
熱伝導率：
0.034W/m･k以下</td><td>102,000円/㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">床の断熱改修</td><td>断熱材区分：A～C
熱伝導率：0.052～0.035W/m･k</td><td>210,000円/㎡</td></tr>
<tr><td>断熱材区分：D～F
熱伝導率：
0.034W/m･k以下</td><td>316,000円/㎡</td></tr>
</table>

省エネ改修工事

対象工事	工事基準			工事基準額
開口部の断熱改修	外窓の交換 内窓の新設 または交換 ※窓面積はサッシ枠寸法とする ※勝手口の適用可	改修後の開口部の熱貫流率が，1.9w(㎡・k)以下であること ※改修前の時点で上記基準以上の性能を有している場合は，補助対象外となります。	窓の面積 0.2㎡以上 ～1.6㎡未満	136,000円/箇所
			窓の面積 1.6㎡以上 ～2.8㎡未満	160,000円/箇所
			窓の面積 2.8㎡以上	200,000円/箇所
	玄関ドア等の交換 ※ドア等面積は戸枠の枠外寸法とする ※1住宅1箇所のみ ※勝手口の適用不可		ド　ア：1.0㎡以上 ～1.8㎡未満 引き戸：1.0㎡以上 ～3.0㎡未満	256,000円/箇所
			ド　ア：1.8㎡以上 引き戸：3.0㎡以上	288,000円/箇所

■必要な断熱材の厚さ【m】＝熱抵抗値R【㎡・k／W】×熱伝導率λ【W／m・k】

工法		部位		断熱材の熱抵抗値	断熱材のランクと厚み【mm】						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
在来工法	充填断熱工法	屋根		4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
	外張断熱工法	屋根・天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85

■主な断熱材とランク

ランク	A-1	A-2	B	C	D	E	F
種類	0.052 ～0.051	0.050 ～0.046	0.045 ～0.041	0.040 ～0.035	0.034 ～0.029	0.028 ～0.023	0.022 以下
住宅用グラスウール断熱材		10K相当	16K・20K 相当	24K・32K 相当			
高性能グラスウール断熱材				16K・24K・ 32K相当	40K・48K 相当		
A種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温版				1種	2種	3種	
吹込用グラスウール	施工密度 13K・18K			30K・35K 相当			

耐震改修工事

対象工事	工事基準	工事基準額
耐震改修工事	耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものについて，耐震性の判断基準に係る上部構造評点を1.0以上とする工事 ※ 昭和56年5月31日以前に建築または着工した住宅が対象 ※ 耐震診断とは，北海道または函館市が行っている無料の耐震診断および耐震診断員が行う一般診断法などがあります。	実工事費による

■よくある質問

【補助対象者について】

Q1．子が親名義の家に住んでいてリフォームを行う場合，対象となりますか？

A1．所有かつ居住が要件となるため，居住しているだけでは対象となりません。

Q2．中古住宅を購入しリフォームする場合，対象となりますか？

A2．購入済み（所有権移転登記済み）であり，リフォーム後に当該住宅に引っ越しする場合は，対象となります。ただし，申請年度の2月末までに住民票を移し，実績報告を行う必要があります。

【補助対象住宅について】

Q3．住宅の築年数が分からないのですが，どうすればいいですか？

A3．法務局で取得できる登記事項証明書にて，築年月日を確認してください。

（参考：函館市地方法務局　函館市新川町25番18号）

Q4．共同住宅の玄関や廊下（＝共用部分）をリフォームする場合，対象となりますか？

A4．対象は専用住戸部分のため，対象となりません。開口部を含む共用部分は対象外です。

【補助金の額について】

Q5．いくら補助金がでるか教えてもらえますか？

A5．補助金の額は見積額と工事基準額を比較する必要があるため，見積書がある場合はメールなどで送付いただくと，事前に補助金の額を算出可能です。

【補助対象工事について】

Q6．外壁や屋根を塗替える場合，対象となりますか？

A6．塗替えのみでは対象となりません。張替え等で断熱材の設置を行う場合，当該工事分のみ補助対象となる可能性があります。

Q7．補助対象外の工事がある場合，見積書や工事契約を分ける必要はありますか？

A7．分ける必要はありません。見積書や図面を基に工事内容を確認させていただきます。

Q8．国など他の補助制度との併用は可能ですか？

A8．同一箇所での併用は出来ません。部位が異なる場合は併用可能です。

可能な例 ）窓の交換は国の補助制度を活用し，浴室の全面改修は市の補助制度を活用。

窓の交換で1階部分は国の補助制度を活用し，2階部分は市の補助制度を活用。